 ○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)(抄)(第三条関係) ○ 介書品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)(抄)(第四条関係) ○ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)(抄)(第五条関係) ○ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)(抄)(第五条関係) ○ (246日から一年以内に政令で定める日施行) ○ 女全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号)(抄)(第五条関係) ○ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十二年法律第一四号)(抄)(第八条関係) ○ (247日から一年以内に政令で定める日施行) ○ (247日から一年以内に政令で定める日施行) ○ 地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)(抄)(解則第十五条関係) ○ 地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)(抄)(附則第十五条関係) ○ 地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)(抄)(附則第十五条関係) ○ (247日から一年以内に政令で定める日施行) ○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)(附則第十五条関係) ○ (247日から一年以内に政令で定める日施行) ○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)(附則第十五条関係) ○ (347日) ○ (447日) ○ (447日)<th>布日から二年以内に政令で定める日施行】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――</th>	布日から二年以内に政令で定める日施行】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
---	--

3 (略) 3 (略) 3 (略) 3 (略)	第二十八条(略)(調剤録)	(情報の提供及び指導) 第二十五条の二 (略) がつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たつている者がつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たつている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。	
3 (略) 3 (略) 3 (略) 2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録は厚生労働省令で定める事	第二十八条(略)(調剤録)	(情報の提供及び指導)	現行

 \bigcirc

薬剤師法

(昭和三十五年法律第百四十六号) (抄) (第八条関係) (公布後一年)

(傍線部分は改正部分)